

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

二 作業種類

基準点測量

三 作業地域

神川町（一部）、上里町（一部）地内

四 作業期間

平成二十七年五月十五日から平成二十八年三月二十五日まで